

## 区内農地の活用による障害者就労を目的とした農福連携事業について

### 1 主旨

区では、第5期障害福祉計画等に基づき、障害者就労の拡大や就労継続支援事業所利用者の工賃向上に取り組んでいるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、障害者向け求人情数の激減による障害者就労の停滞、受注作業の減少やイベント等の中止に伴う販売機会の喪失による工賃の低下など、大きな打撃を受けている。

今年度から、週20時間以上働くことが難しい障害者の多様な働く場を創出するため、「せたJOB応援プロジェクト」を開始しているが、経済状況の悪化や新型コロナウイルス感染防止による社外者受け入れ制限等から、企業の協力が得にくい状況が続いている。

一方で、区内における農地は相続や農業者の高齢化・後継者不足などに伴い、平成21年の約117haから10年後の平成30年には約86haまで減少している（出展：農家基本調査集計表）。また、平成4年の生産緑地地区の指定告示から30年が経過することによる買取申出の事由に伴い、大幅な都市農地の減少が懸念される「2022年問題」を控え、様々な用途で農地を有効に活用し、農地の保全を進めていく必要がある。

これらの課題を解決するため、担い手が不足する区内農地を、営農と障害者就労のノウハウを持つ民間事業者との連携により、障害者等が働く場として活用し、工賃の向上や障害者等の多様な働く場を拡大していくとともに、将来的にはユニバーサル就労の場を目指す農福連携事業を実施する。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業手法（別紙参照）

- ・ 農福連携事業運営にノウハウを持つ民間事業者（特例子会社等を想定）に対して、プロポーザル公募を実施し、外部の専門家も入れた選定委員による審査を行い、運営事業者を決定する。
- ・ 決定した運営事業者と区の間で、都市農地の保全及び障害者就労をはじめユニバーサル就労の場の確保を進める農福連携を目的とした連携協定を締結する。
- ・ 区が農地を所有者から借り受け、運営事業者へ、農地の活用・管理や農業指導、障害者等の実習受け入れ、農作物の販売等を委託する。
- ・ 農福連携事業をもとに、運営事業者へ就労する障害者等の拡大を図る。
- ・ 運営にあたり、働く障害者の決定や農産物を活用した商品開発については、区内就労支援施設等と連携し、農業指導・栽培計画及び販路等については、区内JAと連携のうえ実施する。

#### (2) 農園で働く対象者

本農園では、運営事業者が雇用する障害者と、区内の就労支援施設等で推薦した利用者が共同で農作業を実施する。中期的には、障害者だけでなく、広くユニバーサル就労の場

となることを目指し、ひきこもりや不登校、生活困窮者等の働く場としても活用していく。

### (3) 農園の候補地選定等

区内において高齢化や後継者不足等により営農が難しくなっている宅地化農地及び、都市農地の貸借円滑化法に基づき貸借が可能となった生産緑地を候補地とし、区内農地を活用する新たなモデルケースとして実施する。【農園面積：1, 500㎡程度、貸借期間：5年～10年】

### (4) 事業効果

- ・ 農業分野で障害者雇用の実績がある民間事業者のノウハウを活用した、官民連携による事業運営の実施により、障害者就労の拡大と区内農地の保全が実現できる。
- ・ 就労継続支援B型事業所等では、感染リスクの低い屋外での作業機会が広がり、農産物や農産物加工品の販売による工賃向上が見込まれる。
- ・ 就労支援施設等の利用者が、運営事業者の障害者社員と共同で農作業を行うことにより、企業就労のイメージの獲得や就労に向けた具体的な目標設定、就労スキルの向上に取り組むことができ、就労移行者の拡大が実現できる。
- ・ 区内農地に民間事業者による就労場所を誘致することにより、通勤やテレワーク事務等が難しい障害者の一般企業への就労を拡大することができる。

### (5) 数値目標

令和3年度：農園で働く障害者延べ160名/月 程度、  
参加する就労継続支援事業所5か所

令和4年度：農園で働く障害者延べ280名/月 程度、  
参加する就労継続支援事業所10か所

区内就労継続支援事業所から運営事業者への就労者 1名程度

令和5年度：農園で働く障害者延べ360名/月 程度、  
参加する就労継続支援事業所12か所

生活困窮やひきこもり等、働きたくても働きづらい方延べ40名/月程度  
区内就労継続支援事業所から運営事業者への就労者 2名程度（累計）

### (6) 中長期の事業展開について

今後の事業展開については、上記数値目標などを踏まえて効果検証を行い、事業モデルの修正や農園数の拡大について検討していく。

### (7) その他

- ・ 栽培する野菜等については、工賃等がより高くなるよう、障害者のスキルを踏まえ、運営事業者と協議のうえ、収益性の高いものを栽培する。
- ・ 運営事業者と就労継続支援施設の連携により加工品を開発し、工賃等の増加及び加工品の産業的側面での成長を目指す。
- ・ 上記商品の販路については、農園での直売に加え、運営事業者の施設や就労継続支援施設、鉄道駅構内、福祉ショップフェリーチェ、JAファーマーズマーケット、スーパー

マーケット、飲食店、インターネット販売等、あらゆる販売チャンネルを活用する。

### 3 概算経費

<初年度>

19,500千円（特定財源：9,500千円）【事業委託料】

【内訳】

#### ① 初期経費【区が直接整備】

- ・農地調査・計画・研修 1,500千円 ※一部特定財源対象
- ・農園整備（休憩スペース、作業倉庫、フェンス等）12,000千円 ※特定財源対象
- ・農具費用（耕作器具、リヤカー、ホース等） 1,500千円

#### ② 運営経費【民間事業者に運営委託】

- ・農業指導、管理・計画、販売支援等 4,500千円

<次年度以降>

運営経費【民間事業者に運営委託】

- ・農業指導、管理・計画、販売支援等 3,000千円

※特定財源：東京都都市農地保全プロジェクト補助金（補助率3／4以内）

### 4 今後のスケジュール（予定）

- |      |     |                              |
|------|-----|------------------------------|
| 令和3年 | 3月  | プロポーザル公募（予算停止条件付）            |
|      | 5月  | 運営事業者の決定、農園の整備開始             |
|      | 6月～ | 障害者就労継続支援施設との調整、野菜栽培計画・販路の調整 |
|      | 8月～ | 農福連携事業開始                     |

別紙：事業の全体イメージ

農地所有者  
【農地面積：1,500㎡程度】

土地貸借契約  
【無償・5～10年間】

世田谷区

運営管理委託契約  
※全体管理、農業指導など

運営事業者  
(障害特例子会社等)

障害者就労及び農地保全  
を進める協定の締結

農園の基本的な設備  
(簡易休憩・作業室、  
トイレ、水場など)  
は区が整備予定

一部雇用  
を目指す！

売上の  
分配

栽培販売委託

売上収入

区内JA

連携協力

障害者就労  
支援施設等

直売、スーパー販売、  
インターネット販売、  
飲食店活用、加工品製作  
販売、施設カフェ販売等

※A・B型事業所など  
に広く募集！

工賃  
支払い

月160名～360名の  
就労を見込む

障害者就労者

※運営事業者（障害特例  
子会社等）と施設支援員  
がサポートして農作業を  
実施する



区民など購入者  
【新鮮野菜や加工品など】

※ブランディングした野菜・加工品  
で商品としての価値を高め、工賃  
の増加につなげ、産業として成長へ！

